



バックエンド部会 部会賞表彰細則

2024 年 1 月 12 日 2023 年度バックエンド部会第 4 回運営小委員会承認

(目的)

第 1 条 本細則は「バックエンド部会規約」第 1 条、第 3 条ならびに「部会・連絡会・支部表彰制度規程」(0110) 第 1 条に基づき、バックエンド部会部会賞（以下、「部会賞」という）の選考と表彰について定めることを目的とする。

(趣旨)

第 2 条 原子力におけるバックエンド分野の発展や進歩をうながすことを目的として、この分野において顕著な貢献をした個人またはグループに対し、部会賞を贈呈する。

(表彰の種類、対象、数、要件)

第 3 条 部会賞に下記賞を設ける。

- (1) バックエンド部会功績賞：バックエンド分野において幅広くかつ顕著な貢献のあった個人を対象とする。毎年 1 名以内とする。
- (2) バックエンド部会業績賞：バックエンド分野において顕著な学術または技術上の業績のあった個人またはグループを対象とする。毎年 2 名以内もしくは 1 グループ以内とする。
- (3) バックエンド部会奨励賞：バックエンド分野において顕著な学術または技術上の業績のあった概ね 40 才までの個人を対象とする。毎年 3 名以内とする。
- (4) バックエンド部会優秀講演賞：バックエンド分野に関する、日本原子力学会またはバックエンド部会が主催もしくは共催する行事において優れた口頭発表をおこなった個人を対象とする。各行事で 1 件以内とする。また、学生会員を対象とする学生優秀講演賞を別途設置する場合には、各行事でさらに 1 件を追加することができる。ただし、審査により上位一位が複数の場合はこれに限らない。
- (5) バックエンド部会ポスター賞：バックエンド分野に関する、日本原子力学会またはバックエンド部会が主催もしくは共催する行事において優れたポスター発表をおこなった個人を対象とする。各行事で 1 件以内とする。ただし、審査により上位一位が複数の場合はこれに限らない。さらに、次世代のバックエンド関連の研究者育成の観点から、特筆する学生からのポスター発表があった場合、学生賞として表彰できる。各行事で 1 件以内とする。ただし、審査により上位一位が複数の場合はこれに限らない。
- (6) バックエンド部会論文賞：部会誌「原子力バックエンド研究」に掲載された過去 3 年間の論文を対象とする。毎年 1 編以内とする。ただし、主著者が同一であり、複数の論文が一連となっている場合は、1 編とみなすことができる。
- (7) バックエンド部会功労賞：バックエンド部会の発展に顕著な功労のあった個人を対象とす

る。毎年2名以内とする。

2 部会賞受賞者は、原則としてバックエンド部会員とする。

(選考方法)

第4条 受賞者の選考は、運営小委員会がおこなう。

2 運営小委員会は、この選考を円滑におこなうため、表彰小委員会を設置することができる。

3 表彰小委員会委員長は、原則としてバックエンド部会副部長とする。

4 表彰小委員会委員は表彰小委員会委員長が選任し、運営小委員会において承認する。ただし、委員名は公表しない。

5 表彰小委員会について必要な事項は、別に定める。

(表彰時期)

第5条 バックエンド部会功績賞、バックエンド部会業績賞、バックエンド部会奨励賞、バックエンド部会論文賞およびバックエンド部会功労賞については、部会全体会議において表彰する。

2 バックエンド部会優秀講演賞およびバックエンド部会ポスター賞の表彰時期は、日本原子力学会またはバックエンド部会が主催もしくは共催する行事ごとに定めることができる。

(選考結果報告)

第6条 表彰決定後、選考過程および選考結果を理事会へ報告する。

(改定)

第7条 本細則の改定は、バックエンド部会運営小委員会が決定し、バックエンド部会全体会議、部会等運営委員会および理事会に報告するものとする。

附則

1 平成24年3月21日 第0回バックエンド部会運営小委員会制定、同日施行

2 改定履歴

① 平成17年3月17日 「日本原子力学会バックエンド部会 部会表彰規定」として制定

② 平成18年3月17日 改定

③ 平成24年3月21日 学会管理の内規に変更

④ 平成25年3月27日 第38回バックエンド部会全体会議改定

⑤ 平成26年9月9日 第41回バックエンド部会全体会議承認、平成26年9月 部会等運営委員会メール報告、平成26年9月26日 第3回理事会報告

⑥ 平成27年9月10日 第43回バックエンド部会全体会議承認、平成27年12月14日 部会等運営委員会メール報告、平成28年1月26日 第6回理事会報告

- ⑦ 平成 28 年 3 月 18 日 「バックエンド部会部会賞表彰細則」に変更 平成 27 年度バック
エンド部会第 5 回運営小委員会承認、平成 28 年 3 月 27 日 第 44 回バックエンド部会全体
会議報告、平成 28 年 4 月 15 日 部会等運営委員会メール報告、平成 28 年 5 月 24 日 第 8
回理事会報告
- ⑧ 平成 29 年 9 月 13 日 第 47 回バックエンド部会全体会議承認、2018 年 1 月 18 日 部会
等運営委員会メール報告、2018 年 1 月 31 日 第 6 回理事会報告
- ⑨ 2018 年 3 月 16 日 第 5 回バックエンド部会運営小委員会承認、2018 年 3 月 26 日 第 48
回バックエンド部会全体会議報告、2018 年 4 月 27 日 部会等運営委員会メール報告、2018
年 5 月 29 日 第 8 回理事会報告
- ⑩ 2024 年 1 月 12 日 第 4 回バックエンド部会運営小委員会承認、2024 年 3 月 27 日 第 60
回バックエンド部会全体会議報告、2024 年 4 月 17 日 部会等運営委員会メール報告、2024
年 2024 年 9 月 12 日 第 3 回理事会報告

附則

- 1 平成 27 年 9 月 10 日承認の内規は、承認日から施行する。
- 2 平成 28 年 3 月 18 日承認の細則は、バックエンド部会運営小委員会承認の日から施行する。
- 3 平成 29 年 9 月 13 日承認の細則は、承認日から施行する。
- 4 2018 年 3 月 16 日承認の細則は、バックエンド部会運営小委員会承認の日から施行する。
- 5 2024 年 1 月 12 日承認の細則は、バックエンド部会運営小委員会承認の日から施行する。